

大磯町国民健康保険条例の一部を改正する条例

大磯町国民健康保険条例（昭和34年大磯町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大磯町国民健康保険条例の規定は、令和3年2月13日から適用する。

令和3年3月18日提出

大磯町長 中 崎 久 雄